

様式第8 法第49条第1項及び第4項第4号・第5号関係（農地転用の許可・農用地区域内の開発行為の許可）

1 復興整備計画の区域における被災関連市町村の農業の健全な発展を図るための施策の推進に関する基本的な事項

① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針

- ・浸水した農地（462ha）の土壌改良と適地作物による早期の再生を進める。
- ・関係機関と協調し、農業従事者の意向把握に努め、内陸部を中心に農地や施設の復旧に取り組む。
- ・水稻・飼料作物などの土地利用型作物の生産や花卉・ほうれんそう・ふきなどを主体とする収益性の高い園芸作物の生産を組み合わせた複合経営を引き続き推進する。
- ・担い手確保と集落営農組織の形成を行い、遊休農地の集積を図るなど生産基盤を強化し、農地の再生・保全を推進する。
- ・復興過程における交流を活用し、体験農業をはじめとした観光型農業を推進し、6次産業化を推進する。
- ・西戸、在郷地区の防災集団移転後の跡地については、農地の基盤整備や農業関連施設等の整備を行い、農業用途としての利用に向けた検討を行う。

② 農業関係施策の推進に関する方針（農業生産基盤整備等の実施予定等）

- ・浸水した農地（462ha）の災害復旧事業を全42地区（354ha）（別添：「農地復旧位置図」）で推進する。（事業主体：宮城県）
- ・歌津地域の田表、板橋、泊浜地区、戸倉地域の西戸川、在郷の計5地区（別添：「復興交付金事業位置図」）において、農山漁村地域復興基盤総合整備事業（復興交付金）によるほ場整備を実施する。（事業主体：宮城県）

【参考：地区別ほ場整備受益面積】

田表地区	15.9ha	西戸川地区	30.2ha
板橋地区	14.7ha	在郷地区	39.4ha
泊浜地区	35.6ha		

- ・農地を再生するため、志津川地域（蒲の沢）、歌津地域（峰畑、管の浜、板橋、森畑、大森）、戸倉地域（切曾木、田中）、入谷地域（大船沢）で耕作放棄地再利用緊急対策事業（3.6ha）を実施する。（事業主体：南三陸地域耕作放棄地対策協議会）

- （注）（1） 「① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針」は、農業の復興と生産性の高い営農を実現するため、どのような地域農業を目指していくのか等の基本的な方針を明確に記載する。
- （2） 「② 農業関係施策の推進に関する方針」は、復興整備計画の区域全体の農業生産基盤整備等の施策の実施方針を記載する。

2 1の施策を推進するために必要な農地の確保及びその利用に関する基本的な事項

① 農地の確保の方針（農地制度・農業振興地域制度の適正な運用及び諸施策を通じた農地の確保の方針）

- ・浸水した農地の災害復旧事業により早期に営農可能な農地の確保を図る。
- ・歌津地域の田表、板橋、泊浜地区、戸倉地域の西戸川、在郷の計5地区において、農地の災害復旧事業とあわせてほ場整備事業を実施し、優良農地の確保を図る。
- ・耕作放棄地再利用緊急対策事業により農地を再生し、離農や規模縮小農家等の農地を認定農業者等の意欲ある担い手へ円滑に利用集積し、農地の保全を図る。

② 農地の利用の方針（住宅地等の移転跡地の農業利用を含む）

- ・ 浸水した農地は、農地として復旧・復興することを基本として、引き続き水稻を主体に、花卉、野菜、畜産等の複合経営を目指した農地利用を図る。
- ・ 田尻畑地区では、東日本大震災農業生産対策交付金事業により菊の栽培施設整備を行い、復旧農地の利用促進を図る。
- ・ 西戸川地区では、南三陸農業協同組合を中心に畜産団地構想を推進し、復旧農地の利用促進を図る。被災していない耕作放棄地では耕作放棄地再利用緊急対策事業を実施し、再耕作を図る。

③ 復興整備事業ごとの農地等との調整状況

別紙様式のとおり

- （注）（１） １の②の施策を推進するために必要な「農地の確保の方針」は、市町村全体における農業の健全な発展に向けた農地の確保の取り組みについて記載する。
- （２） 「農地の利用の方針」は、農業・農村の復興マスタープラン及び復興関連施策の事業計画・工程表等を踏まえ、被災農地の復旧・復興による農地の利用の方針及び住宅地等の移転跡地の農業利用の方針等について記載する。

３ 当該土地利用方針に係る被災関連都道府県の知事の意見（法第 49 条第 2 項の規定による協議会が組織されていない場合等（共同作成を除く。））

該当なし

別紙様式（復興整備事業ごとの農地等との調整状況）

1 農地転用等を伴う復興整備事業と農地等との調整調書

（別紙様式 1）

図面 記号	地区名	復興整備 事業の種類	土地の主な 用途の種類	面 積	うち	うち	うち	事 業 主 体	施 行 予 定 年 度	予定人口 （世帯数） の規模等	土地利用 区 分	移転元との関連
					農地 面積	農振地 域面積	農用地 区域面積					
D-1	藤浜	集団移転 促進事業	住宅地	1.0ha	0.6ha	1.0ha	0.5ha	南三陸 町	H24～27	46人 (10戸)	都市計画 区域外	移転元Ⅰ、0.8ha、 都市計画区域外、 46人（10戸） 移転跡地： （民有地）漁具倉庫等個別利用 （町有地）緑地、漁業施設等
D-2	寄木・ 葦の浜	集団移転 促進事業	住宅地	2.4ha	0.1ha	0.4ha	-	南三陸 町	H24～27	164人 (41戸)	都市計画 区域外	移転元Ⅱ、4.2ha、 都市計画区域外、 302人（69戸） 移転跡地： （民有地）漁具倉庫等個別利用 （町有地）緑地、漁業施設等
D-3	馬場・中山	集団移転 促進事業	住宅地	2.1ha	1.6ha	2.1ha	1.2ha	南三陸 町	H24～27	142人 (34戸)	都市計画 区域外	移転元Ⅲ、5.0ha、 都市計画区域外、 253人（59戸） 移転跡地： （民有地）漁具倉庫等個別利用 （町有地）緑地、漁業施設等
F-1	志津川東	都市施設の 整備に関す る事業	住宅地	17.2ha	0.8ha	12.2ha	-	南三陸 町	H24～29	383人 (132戸)	非線引き 都市計画 区域の用 途地域外	移転元Ⅳ、81.9ha 非線引き都市計画区域の用途地 域内、4,315人（1,488戸） 移転跡地：産業用地、公園用地
M-1	志津川東	その他施設 の整備に関 する事業	住宅地	7.2ha	0.2ha	-	-	南三陸 町	H24～29	1,316人 (454戸)	非線引き 都市計画 区域の用 途地域外	移転元Ⅳ、81.9ha 非線引き都市計画区域の用途地 域内、4,315人（1,488戸） 移転跡地：産業用地、公園用地

D-4	港 (堺地区)	集団移転 促進事業	住宅地	0.5ha	0.4ha	0.5ha	0.4ha	南三陸 町	H24～27	68人 (17戸)	都市計画 区域外	移転元V、1.7ha、 都市計画区域外、 108人(27戸) 移転跡地： (民有地) 漁具倉庫等個別利用 (町有地) 緑地、漁業施設等
D-5	港 (長羽地区)	集団移転 促進事業		0.6ha	0.4ha	0.6ha	0.4ha					
D-6	田の浦	集団移転 促進事業	住宅地	1.6ha	0.6ha	1.6ha	-	南三陸 町	H24～27	100人 (25戸)	都市計画 区域外	移転元VI、2.8ha、 都市計画区域外、 160人(40戸) 移転跡地： (民有地) 漁具倉庫等個別利用 (町有地) 緑地、漁業施設等
D-8	荒砥	集団移転 促進事業	住宅地	<u>0.6ha</u> 0.4ha	<u>0.6ha</u> 0.4ha	<u>0.6ha</u> 0.4ha	<u>0.6ha</u> 0.4ha	南三陸 町	H24～27	<u>18人</u> <u>(6戸)</u> 15人 (5戸)	都市計画 区域外	移転元VIII、2.0ha、 都市計画区域外、 81人(27戸) 移転跡地： (民有地) 漁具倉庫等個別利用 (町有地) 緑地、漁業施設等
D-9	平磯	集団移転 促進事業	住宅地	0.5ha	0.3ha	0.4ha	0.3ha	南三陸 町	H24～27	27人 (8戸)	非線引き 都市計画 区域の用 途地域外	移転元IX、1.2ha、 非線引き都市計画区域の用途地 域外、 60人(21戸) 移転跡地： (民有地) 漁具倉庫等個別利用 (町有地) 緑地、漁業施設等
D-10	津の宮・ 滝浜 (合羽沢地 区)	集団移転 促進事業	住宅地	0.7ha	0.7ha	0.7ha	0.7ha	南三陸 町	H24～27	71人 (15戸)	都市計画 区域外	移転元X、2.8ha、 都市計画区域外、 156人(40戸) 移転跡地： (民有地) 漁具倉庫等個別利用 (町有地) 緑地、漁業施設等
D-11	津の宮・ 滝浜 (原地区)	集団移転 促進事業		0.9ha	0.7ha	0.9ha	-					
M-2	名足	その他施設 の整備に関 する事業	住宅地	1.0ha	0.4ha	1.0ha	0.3ha	南三陸 町	H24～25	145人 (50戸)	都市計画 区域外	移転元III・VI他、7.8ha 都市計画区域外、 145人(50戸) 移転跡地： (民有地) 漁具倉庫等個別利用 (町有地) 緑地、漁業施設等

M-3	入谷	その他施設の整備に関する事業	住宅地	1.5ha	0.6ha	1.5ha	0.6ha	南三陸町	H24～25	145人 (50 戸)	都市計画区域外	移転元Ⅳ、81.9ha 非線引き都市計画区域の用途地域内、4,315人（1,488戸） 移転跡地：産業用地、公園用地
A-1	志津川	市街地開発事業	産業地	60.2ha	9.4ha	0.9ha	0.9ha	南三陸町	H24～30	-	非線引き都市計画区域の用途地域（一部用途地域外）	-
D-16	保呂毛・田尻畑	集団移転促進事業	住宅地	2.3ha	0.8ha	1.6ha	0.6ha	南三陸町	H24～27	125人 (36 戸)	非線引き都市計画区域の用途地域外	移転元ⅤⅡ、2.6ha 非線引き都市計画区域の用途地域外、152人（47戸） 移転跡地： （民有地）漁具倉庫等個別利用 （町有地）緑地、漁業施設等
F-2	志津川中央	都市施設の整備に関する事業	住宅地	14.7ha	1.5ha	1.3ha	1.3ha	南三陸町	H24～30	510人 (176 戸)	非線引き都市計画区域の用途地域外（一部用途地域含む）	移転元Ⅳ、81.9ha 非線引き都市計画区域の用途地域内、4,315人（1,488戸） 移転跡地：産業用地、公園用地
M-4	志津川中央	その他施設の整備に関する事業	住宅地	2.5ha	0.3ha	0.3ha	0.3ha	南三陸町	H24～28	423人 (146 戸)	非線引き都市計画区域の用途地域外	移転元Ⅳ、81.9ha 非線引き都市計画区域の用途地域内、4,315人（1,488戸） 移転跡地：産業用地、公園用地
D-17	泊浜	集団移転促進事業	住宅地	1.3ha	0.8ha	1.3ha	0.8ha	南三陸町	H24～27	60人 (15 戸)	都市計画区域外	移転元ⅤⅢ、3.7ha、 都市計画区域外、 200人（50戸） 移転跡地： （民有地）漁具倉庫等個別利用 （町有地）緑地、漁業施設等
D-18	伊里前 （中学校上地区）	集団移転促進事業	住宅地	4.3ha	0.1ha	0.6ha	-	南三陸町	H24～27	270人 (59 戸)	都市計画区域外	移転元ⅤⅣ、9.6ha、 都市計画区域外、 986人（236戸） 移転跡地： （民有地）漁具倉庫等個別利用 （町有地）緑地、漁業施設等

D-20	袖浜	集団移転 促進事業	住宅地	<u>0.4ha</u> 0.3ha	<u>0.4ha</u> 0.2ha	<u>0.4ha</u> 0.2ha	<u>0.4ha</u> 0.2ha	南三陸 町	H24～27	21人 (5戸)	非線引き 都市計画 区域の用 途地域外	移転元X V、0.9ha、 非線引き都市計画区域の用途地 域外、 63人（13戸） 移転跡地： （民有地）漁具倉庫等個別利用 （町有地）緑地、漁業施設等
D-21	波伝谷 (松崎地区)	集団移転 促進事業	住宅地	1.6ha	1.4ha	1.6ha	1.1ha	南三陸 町	H24～27	172人 (43戸)	都市計画 区域外	移転元X VI、4.8ha、 都市計画区域外、 276人（69戸） 移転跡地： （民有地）漁具倉庫等個別利用 （町有地）緑地、漁業施設等
D-22	波伝谷 (波伝谷 地区)	集団移転 促進事業		2.3ha	0.1ha	2.3ha	-					
D-23	長清水・ 寺浜	集団移転 促進事業	住宅地	1.4ha	0.2ha	1.4ha	-	南三陸 町	H24～27	76人 (20戸)	都市計画 区域外	移転元X VII、2.6ha、 都市計画区域外、 143人（36戸） 移転跡地： （民有地）漁具倉庫等個別利用 （町有地）緑地、漁業施設等
D-24	石浜・ 名足	集団移転 促進事業	住宅地	0.6ha	0.6ha	0.6ha	0.6ha	南三陸 町	H24～27	36人 (9戸)	都市計画 区域外	移転元X VIII、3.1ha、 都市計画区域外、 232人（58戸） 移転跡地： （民有地）漁具倉庫等個別利用 （町有地）緑地、漁業施設等
D-25	館浜	集団移転 促進事業	住宅地	1.9ha	0.5ha	1.9ha	0.1ha	南三陸 町	H24～27	88人 (22戸)	都市計画 区域外	移転元X IX、2.5ha、 都市計画区域外、 164人（41戸） 移転跡地： （民有地）漁具倉庫等個別利用 （町有地）緑地、漁業施設等
D-26	戸倉 (西戸)	集団移転 促進事業	住宅地	0.9ha	0.9ha	0.9ha	0.9ha	南三陸 町	H24～27	52人 (13戸)	都市計画 区域外	移転元X X、16.1ha、 都市計画区域外、 1,088人（272戸） 移転跡地： （民有地）漁具倉庫等個別利用 （町有地）緑地、漁業施設等

計				<u>132.2ha</u>	<u>25.0ha</u>	<u>38.6ha</u>	<u>12.0ha</u>			<u>4,458人</u> <u>(1,386戸)</u>		
				131.9ha	24.6ha	38.2ha	11.6ha			4,455人 (1,385戸)		

留意事項：本様式は、農林水産大臣又は被災関連都道府県知事の同意を得る際に復興整備事業ごとの農地等との調整様式として用いること。

なお、農林水産大臣又は復興関連都道府県知事は、本様式を同意の際に添付すること。同意できない地区がある場合は、当該地区欄に取消線を記載し、理由を付して被災関連市町村等を示すこと。

- (注) (1) 本様式については、復興整備計画及び土地利用方針に記載されているものの内、農地転用又は農用地区域内の開発行為を伴うすべての復興整備事業について記載する。
- (2) 「復興整備事業の種類」は、法律第 46 条第 2 項第 4 号に規定する市街地開発事業、土地改良事業（非農用地区域を創設する場合）、復興一体事業、集団移転促進事業等の事業名を記載する。
- (3) 「予定人口（世帯数）の規模等」は、「土地の主な用途の種類」が住宅地の場合に記載する。なお、予定人口（世帯数）は、「移転元」の移転人口（世帯数）と最大でも同程度となるよう調整することに留意すること。
- (4) 「土地利用区分」は、都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別を記載する。
- (5) 「移転元との関連」には、土地利用方針の復興整備事業総括図中の移転元の図面番号（Ⅰ、Ⅱ、…）、面積、土地利用区分（都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別）、移転人口（世帯数）及び移転跡地の利用計画等を記載する。

2 調整措置概要

地区名：D-1 藤浜 地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
	該当なし								
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
周辺への污水排水の対策：各宅地で合併浄化槽を設置し、既存排水路（雨水）へ放流する予定であり、周辺農地・営農に対する影響はない。 周辺への雨水排水の対策：直接、既存排水路（雨水）を経由して志津川湾に排水可能であり、周辺農地・営農に対する影響はない。 農業用水の対策：用水系統と排水系統を分離し、従前の農業用水機能を保全するため、周辺農地・営農に対する影響はない。なお、周辺農地は現在耕作放棄地であるが、営農（畑作）が再開した場合においても影響はない。									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
防災集団移転促進事業の進捗にあわせ、農用地利用計画変更等の手続きを行う。（平成25年度予定）									

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

地区名：D-2 寄木・葦の浜地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況

農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
	該当なし								

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

周辺への污水排水の対策：各宅地で合併浄化槽を設置し、既存排水路（雨水）へ放流する予定であり、周辺農地・営農に対する影響はない。
 周辺への雨水排水の対策：直接、既存排水路（雨水）を経由して志津川湾に排水可能であり、周辺農地・営農に対する影響はない。
 農業用水の対策：用水系統と排水系統を分離し、従前の農業用水機能を保全するため、周辺農地・営農に対する影響はない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

該当なし

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

地区名：D-3 馬場・中山地区

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況

農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
	該当なし								

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

周辺への汚水排水の対策：各宅地で合併浄化槽を設置し、既存排水路（雨水）へ放流する予定であり、周辺農地・営農に対する影響はない。
 周辺への雨水排水の対策：直接、既存排水路（雨水）を経由して志津川湾に排水可能であり、周辺農地・営農に対する影響はない。
 農業用水の対策：用水系統と排水系統を分離し、従前の農業用水機能を保全するため、周辺農地・営農に対する影響はない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

防災集団移転促進事業の進捗にあわせ、農用地利用計画変更等の手続きを行う。（平成25年度予定）

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第3章の第2を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

地区名：F-1 志津川東 地区

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況

農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
	該当なし								

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

周辺への污水排水の対策：各宅地で合併浄化槽を設置し、既存排水路（雨水）へ放流する予定であり、周辺農地・営農に対する影響はない。
 周辺への雨水排水の対策：開発区域の最下流部に洪水調整池を設け、開発に伴う雨水流出量増加に対応を図り、既存排水路（雨水）を経由して志津川湾に排水可能であり、周辺農地・営農に対する影響はない。
 農業用水の対策：用水系統と排水系統を分離し、従前の農業用水機能を保全するため、周辺農地・営農に対する影響はない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

該当なし

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

地区名：M-1 志津川東 地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況

農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
	該当なし								

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

周辺に影響を及ぼす農地はない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

該当なし

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

地区名：D-4 港地区（堺地区）

（別紙様式 2）

① 農業関係施策との調整状況

農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
	該当なし								

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

周辺への污水排水の対策：各宅地で合併浄化槽を設置し、既存排水路（雨水）へ放流する予定であり、周辺農地・営農に対する影響はない。
 周辺への雨水排水の対策：直接、既存排水路（雨水）を経由して海に排水可能であり、周辺農地・営農に対する影響はない。
 農業用水の対策：用水系統と排水系統を分離し、従前の農業用水機能を保全するため、周辺農地・営農に対する影響はない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

防災集団移転促進事業の進捗にあわせ、農用地利用計画変更の手続きを行う。（平成25年度予定）

- （注）（1） 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- （2） 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- （3） 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- （4） 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- （5） 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- （6） 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

地区名：D-5 港地区（長羽地区）

（別紙様式2）

① 農業関係施策との調整状況

農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
	該当なし								

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

周辺への汚水排水の対策：各宅地で合併浄化槽を設置し、既存排水路（雨水）へ放流する予定であり、周辺農地・営農に対する影響はない。
 周辺への雨水排水の対策：直接、既存排水路（雨水）を経由して海に排水可能であり、周辺農地・営農に対する影響はない。
 農業用水の対策：用水系統と排水系統を分離し、従前の農業用水機能を保全するため、周辺農地・営農に対する影響はない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

防災集団移転促進事業の進捗にあわせ、農用地利用計画変更の手続きを行う。（平成25年度予定）

- （注）（1） 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- （2） 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- （3） 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- （4） 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第3章の第2を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- （5） 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- （6） 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

地区名：D-6 田の浦地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況

農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
	該当なし								

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

周辺への污水排水の対策：各宅地で合併浄化槽を設置し、既存排水路（雨水）へ放流する予定であり、周辺農地・営農に対する影響はない。
 周辺への雨水排水の対策：直接、既存排水路（雨水）を経由して海に排水可能であり、周辺農地・営農に対する影響はない。
 農業用水の対策：用水系統と排水系統を分離し、従前の農業用水機能を保全するため、周辺農地・営農に対する影響はない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

該当なし

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

地区名：D-8 荒砥地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
	該当なし								

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策
周辺への污水排水の対策：各宅地で合併浄化槽を設置し、既存排水路（雨水）へ放流する予定であり、周辺農地・営農に対する影響はない。 周辺への雨水排水の対策：直接、既存排水路（雨水）を経由して志津川湾に排水可能であり、周辺農地・営農に対する影響はない。 農業用水の対策：用水系統と排水系統を分離し、従前の農業用水機能を保全するため、周辺農地・営農に対する影響はない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定
防災集団移転促進事業の進捗にあわせ、農用地利用計画変更の手続きを行う。（平成25年度予定）

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

地区名：D-9 平磯地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況

農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
	該当なし								

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

周辺への污水排水の対策：各宅地で合併浄化槽を設置し、既存排水路（雨水）へ放流する予定であり、周辺農地・営農に対する影響はない。
 周辺への雨水排水の対策：直接、既存排水路（雨水）を経由して志津川湾に排水可能であり、周辺農地・営農に対する影響はない。
 農業用水の対策：用水系統と排水系統を分離し、従前の農業用水機能を保全するため、周辺農地・営農に対する影響はない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

防災集団移転促進事業の進捗にあわせ、農用地利用計画変更の手続きを行う。（平成25年度予定）

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

地区名：D-10 津の宮・滝浜地区（合羽沢地区）

（別紙様式2）

① 農業関係施策との調整状況

農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
	該当なし								

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

周辺への污水排水の対策：各宅地で合併浄化槽を設置し、既存排水路（雨水）へ放流する予定であり、周辺農地・営農に対する影響はない。
周辺への雨水排水の対策：直接、既存排水路（雨水）を経由して志津川湾に排水可能であり、周辺農地・営農に対する影響はない。
農業用水の対策：用水系統と排水系統を分離し、従前の農業用水機能を保全するため、周辺農地・営農に対する影響はない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

防災集団移転促進事業の進捗にあわせ、農用地利用計画変更の手続きを行う。（平成25年度予定）

- （注）（1） 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- （2） 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- （3） 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- （4） 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第3章の第2を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- （5） 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- （6） 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

地区名：D-11 津の宮・滝浜地区（原地区）

（別紙様式2）

① 農業関係施策との調整状況

農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
	該当なし								

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

周辺への污水排水の対策：各宅地で合併浄化槽を設置し、既存排水路（雨水）へ放流する予定であり、周辺農地・営農に対する影響はない。
 周辺への雨水排水の対策：直接、既存排水路（雨水）を経由して志津川湾に排水可能であり、周辺農地・営農に対する影響はない。
 農業用水の対策：用水系統と排水系統を分離し、従前の農業用水機能を保全するため、周辺農地・営農に対する影響はない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

該当なし

- （注）（1） 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- （2） 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- （3） 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- （4） 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- （5） 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- （6） 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

地区名：M-2 名足地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
	該当なし								

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策
周辺への汚水排水の対策：各宅地で合併浄化槽を設置し、既存排水路（雨水）へ放流する予定であり、周辺農地・営農に対する影響はない。 周辺への雨水排水の対策：直接、既存排水路（雨水）を経由して海に排水可能であり、周辺農地・営農に対する影響はない。 農業用水の対策：用水系統と排水系統を分離し、従前の農業用水機能を保全するため、周辺農地・営農に対する影響はない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定
災害公営住宅整備事業の進捗にあわせ、農用地利用計画変更の手続きを行う。（平成25年度予定）

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

地区名：M-3 入谷地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況

農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
	該当なし								

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

周辺への汚水排水の対策：各宅地で合併浄化槽を設置し、既存排水路（雨水）へ放流する予定であり、周辺農地・営農に対する影響はない。
 周辺への雨水排水の対策：直接、既存排水路（雨水）を経由して志津川湾に排水可能であり、周辺農地・営農に対する影響はない。
 農業用水の対策：用水系統と排水系統を分離し、従前の農業用水機能を保全するため、周辺農地・営農に対する影響はない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

災害公営住宅整備事業の進捗にあわせ、農用地利用計画変更の手続きを行う。（平成25年度予定）

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

地区名：A-1 志津川地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況

農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
	該当なし								

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

周辺に影響を及ぼす農地はない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

土地区画整理事業の進捗にあわせ、農用地利用計画変更の手続きを行う。（平成25年度予定）

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

地区名：D-16 保呂毛・田尻畑地区

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
	該当なし								

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策
周辺への汚水排水の対策：各宅地で合併浄化槽を設置し、既存排水路（雨水）へ放流する予定であり、周辺農地・営農に対する影響はない。 周辺への雨水排水の対策：直接、既存排水路（雨水）を経由して志津川湾に排水可能であり、周辺農地・営農に対する影響はない。 農業用水の対策：用水系統と排水系統を分離し、従前の農業用水機能を保全するため、周辺農地・営農に対する影響はない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定
防災集団移転促進事業の進捗にあわせ、農用地利用計画変更等の手続きを行う。（平成25年度予定）

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

地区名：F-2 志津川中央地区

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況

農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
	該当なし								

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

周辺に影響を及ぼす農地はない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

津波復興拠点整備事業の進捗にあわせ、農用地利用計画変更等の手続きを行う。（平成25年度予定）

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

地区名：M-4 志津川中央地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況

農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
	該当なし								

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

周辺に影響を及ぼす農地はない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

災害公営住宅整備事業の進捗にあわせ、農用地利用計画変更等の手続きを行う。（平成25年度予定）

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

地区名：D-17 泊浜地区

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
	該当なし								

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策
周辺への汚水排水の対策：各宅地で合併浄化槽を設置し、既存排水路（雨水）へ放流する予定であり、周辺農地・営農に対する影響はない。 周辺への雨水排水の対策：直接、既存排水路（雨水）を経由して志津川湾に排水可能であり、周辺農地・営農に対する影響はない。 農業用水の対策：用水系統と排水系統を分離し、従前の農業用水機能を保全するため、周辺農地・営農に対する影響はない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定
防災集団移転促進事業の進捗にあわせ、農用地利用計画変更等の手続きを行う。（平成25年度予定）

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第3章の第2を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

地区名：D-18 伊里前地区（中学校上地区）

（別紙様式2）

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
	該当なし								

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策
周辺への汚水排水の対策：特定環境保全公共下水道に接続し、集合処理する予定であり、周辺農地・営農に対する影響はない。 周辺への雨水排水の対策：新設及び既存排水路（雨水）を経由して伊里前湾に排水可能であり、周辺農地・営農に対する影響はない。 農業用水の対策：用水系統と排水系統を分離し、従前の農業用水機能を保全するため、周辺農地・営農に対する影響はない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定
該当なし

- （注）（1） 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- （2） 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- （3） 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- （4） 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- （5） 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- （6） 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

地区名：D-20 袖浜地区

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
	該当なし								

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策
周辺への汚水排水の対策：各宅地で合併浄化槽を設置し、既存排水路（雨水）へ放流する予定であり、周辺農地・営農に対する影響はない。 周辺への雨水排水の対策：直接、既存排水路（雨水）を経由して志津川湾に排水可能であり、周辺農地・営農に対する影響はない。 農業用水の対策：用水系統と排水系統を分離し、従前の農業用水機能を保全するため、周辺農地・営農に対する影響はない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定
防災集団移転促進事業の進捗にあわせ、農用地利用計画変更等の手続きを行う。（平成25年度予定）

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第3章の第2を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

地区名：D-2 1 波伝谷地区（松崎地区）

（別紙様式 2）

① 農業関係施策との調整状況

農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
	該当なし								

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

周辺への污水排水の対策：各宅地で合併浄化槽を設置し、既存排水路（雨水）へ放流する予定であり、周辺農地・営農に対する影響はない。
周辺への雨水排水の対策：直接、既存排水路（雨水）を経由して志津川湾に排水可能であり、周辺農地・営農に対する影響はない。
農業用水の対策：用水系統と排水系統を分離し、従前の農業用水機能を保全するため、周辺農地・営農に対する影響はない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

防災集団移転促進事業の進捗にあわせ、農用地利用計画変更等の手続きを行う。（平成25年度予定）

- （注）（1） 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- （2） 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- （3） 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- （4） 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- （5） 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- （6） 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

地区名：D-22 波伝谷地区（波伝谷地区）

（別紙様式2）

① 農業関係施策との調整状況

農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
	該当なし								

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

周辺への污水排水の対策：各宅地で合併浄化槽を設置し、既存排水路（雨水）へ放流する予定であり、周辺農地・営農に対する影響はない。
 周辺への雨水排水の対策：直接、既存排水路（雨水）を経由して志津川湾に排水可能であり、周辺農地・営農に対する影響はない。
 農業用水の対策：用水系統と排水系統を分離し、従前の農業用水機能を保全するため、周辺農地・営農に対する影響はない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

該当なし

- （注）（1） 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- （2） 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- （3） 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- （4） 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- （5） 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- （6） 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

地区名：D-23 長清水・寺浜地区

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
	該当なし								

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策
周辺への汚水排水の対策：各宅地で合併浄化槽を設置し、既存排水路（雨水）へ放流する予定であり、周辺農地・営農に対する影響はない。 周辺への雨水排水の対策：直接、既存排水路（雨水）を経由して志津川湾に排水可能であり、周辺農地・営農に対する影響はない。 農業用水の対策：用水系統と排水系統を分離し、従前の農業用水機能を保全するため、周辺農地・営農に対する影響はない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定
該当なし

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

地区名：D-24 石浜・名足地区

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
	該当なし								

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策
周辺への汚水排水の対策：各宅地で合併浄化槽を設置し、既存排水路（雨水）へ放流する予定であり、周辺農地・営農に対する影響はない。 周辺への雨水排水の対策：直接、既存排水路（雨水）を経由して海に排水可能であり、周辺農地・営農に対する影響はない。 農業用水の対策：用水系統と排水系統を分離し、従前の農業用水機能を保全するため、周辺農地・営農に対する影響はない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定
防災集団移転促進事業の進捗にあわせ、農用地利用計画変更等の手続きを行う。（平成25年度予定）

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

地区名：D-25 館浜地区

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
	該当なし								

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策
周辺への汚水排水の対策：各宅地で合併浄化槽を設置し、既存排水路（雨水）へ放流する予定であり、周辺農地・営農に対する影響はない。 周辺への雨水排水の対策：直接、既存排水路（雨水）を経由して海に排水可能であり、周辺農地・営農に対する影響はない。 農業用水の対策：用水系統と排水系統を分離し、従前の農業用水機能を保全するため、周辺農地・営農に対する影響はない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定
防災集団移転促進事業の進捗にあわせ、農用地利用計画変更等の手続きを行う。（平成25年度予定）

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第3章の第2を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

① 農業関係施策との調整状況

農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
I	土地改良 事業	南三陸 (西戸川)	宮城県	23.4ha	H25～ H28	0.9ha	調査計画中	補助	被災した住居を安全な場所に移転するための住宅地を確保する必要がある。被災を免れた住宅地に近接したコンパクトな土地利用の誘導を図るため、本地を集団移転先地として整備を予定する。移転先予定地を事業受益地（非農用地）に含めることについては、宮城県気仙沼地方振興事務所（南三陸支所）と平成24年11月に調整済みである。

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

周辺への污水排水の対策：各宅地で合併浄化槽を設置し、土地改良事業（ほ場整備）により整備予定の排水路（雨水）へ放流する予定であり、周辺農地・営農に対する影響はない。

周辺への雨水排水の対策：土地改良事業（ほ場整備）により整備予定の排水路（雨水）を経由して海に排水可能であり、周辺農地・営農に対する影響はない。

農業用水の対策：用水系統と排水系統を分離し、農業用水機能を保全するため、周辺農地・営農に対する影響はない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

防災集団移転促進事業の進捗にあわせ、農用地利用計画変更等の手続きを行う。（平成25年度予定）

- （注）（1） 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和44年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものである。復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- （2） 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- （3） 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- （4） 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成14年農村振興局長通知）の第3章の第2を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- （5） 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- （6） 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。